

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果をここに公表する。

平成 30 年 12 月 27 日

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員

出 浦 克 彦

上 條 俊 道

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施方針

平成 30 年度定期監査実施計画に基づき、広域連合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性及び正確性等の観点から監査を実施した。

2 監査の対象期間

平成 30 年度上半期分(平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで)

3 監査の実施日及び場所

(1) 実施日 平成 30 年 11 月 30 日(金)

(2) 場 所 NOSAI 長野会館 2 階会議室

4 監査の実施方法

提出された監査調書と帳票類に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

(監査を実施した主な項目)

- ・ 各課の課題、目標
- ・ 主要事業（電算処理システム運用管理業務、社会保障・税番号制度運用業務、電算処理システム構築業務、被保険者証等作成業務、保険給付業務、長寿・健康増進事業等交付金交付事業、健康診査事業費補助事業、歯科健診事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業、低栄養・重症化予防事業）
- ・ 収入関係（執行状況）
- ・ 支出関係（執行状況）

- ・ 財産関係（備品管理）
- ・ 契約関係（契約方法）

5 監査の結果

監査を実施した結果、法令等を遵守し、概ね適正かつ効率的に執行されており、指摘事項、指導事項及び検討事項に該当すべきものは見受けられなかった。

今後も、事務事業の遂行が所期の目的を達成し、効果を発揮しているかなど、その有効性及び検証方法なども念頭に置いて、引き続き適正な予算執行をお願いしたい。